

(件名) 台風第19号による被害状況について【第15報】
(10月25日12時現在)

1 人的・物的被害の状況

市 町	人的被害					物的被害 (単位:棟数)						
	死 者		行方不明	重傷	軽傷	住 家					非住家	
	うち 災害関連死					全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
下田市					3			21	6	45		
河津町							1	1				
南伊豆町								30		6		15
松崎町									7	11		
西伊豆町								21	1	38	1	20
沼津市								16	39	125	20	5
三島市				1				18	4	67	12	14
富士宮市								6				
伊東市				1				43				
富士市								20				
御殿場市	1		0		1			3	6	4	2	
裾野市								1		3		
伊豆市						2		3	4	5	1	30
伊豆の国市※								27	306	282		16
函南町※						2	3	34	255	125	5	12 4
清水町									4	4	2	6
小山町							0	3	8	4		3
静岡市	1	1				1		40	34	79		
島田市									8	14		
焼津市									221	522		
藤枝市								3	29	49		
牧之原市	1							8	13	87	5	4
吉田町									4	73		89
袋井市									5	54		2
掛川市									6	20		
御前崎市					1							
菊川市									24	123	8	
計	3	1	0	2	5	5	4	298	984	1,740	56	328

※伊豆の国市、函南町に災害救助法の適用を決定

(1号適用 適用日:10月12日(災害発生日))

※伊豆の国市、函南町に被災者生活再建支援法の適用を決定

(適用日:10月12日(災害発生日))

2 県・市の配備体制

災害対策本部：静岡県、御殿場市、伊豆の国市、函南町、小山町

3 県の市町への支援

- ・伊豆の国市及び函南町（災害救助法適用市町）に、連絡幹部（本庁職員）を17日朝から派遣し、災害対策本部運営・災害救助法の運用等を支援（継続中）
- ・両市町からの住家被害認定業務の支援要請を受け、県市長会・町村会と連携して、応援職員を派遣（函南町：23日から、伊豆の国市：24日から）
- ・住家の被害認定調査方法等について、市町向け説明会を17日に開催